

国土交通省直轄事業の 新型コロナウイルス対応 ～未知のウイルスへの対応と今後の展望～

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 課長補佐 よしい たくや 吉井 拓也

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症を巡っては、我が国では、1月30日に政府及び国土交通省において対策本部が立ち上げられ、感染者が確認されていた中国・武漢からのチャーター便による邦人帰国や、帰国後の宿泊施設の確保などが行われた。また、香港などに寄港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号が2月3日に横浜に入港したが、その乗客に感染者が確認され、水際対策が講じられた。

こうした中、2月下旬になり、国内の複数地域で、感染経路不明の患者が散発的に発生するようになり、政府は、テレワークや時差出勤の推進、大規模イベントの開催自粛、公立学校の臨時休業などを順次、要請した。同時期に、建設現場においても、千葉県や熊本県で症例が確認され、緊張感が高まっていった。以降、現在に至るまでに国土交通省直轄事業を中心に講じた対応と今後の展望を紹介する。

2. 受注者の申し出に応じた一時中止措置と感染拡大防止対策の徹底

国土交通省では、2月17日に、全国の地方整

備局等に対して、直轄工事や業務の感染拡大防止に努めるよう事務連絡を発出した。これは、咳エチケットや手洗いの励行、消毒液の設置など基本的な対策を求めるものであった。

他方、先述のとおり、2月下旬には、経済界に対してテレワークや時差出勤の推進など、接触機会の低減が求められることとなり、年度末に迫った工事や業務の工期や履行期限がネックとなることが懸念された。このため、国土交通省では2月27日に通達を発出し、発注者は工事や業務の受注者の申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、一時中止や工期延長を行うこととした。また、これに伴って生じる経費として、建設機械のリース料、現場事務所の維持費、現場維持のために現場に常駐する技術者の給料・手当などについては、発注者たる国土交通省が適切に負担することとした。

こうした動きに対して、大手建設コンサルタントの中には、いち早く出社停止の措置を講じる企業も出現したが、一時中止を行ったのは3月5日時点で全業務の約10%にとどまった。また、工事の一時中止については、全工事の約2%と、大部分の工事・業務は継続され、事業執行への影響は限定的なものであったが、一方で、当時は新規感染例が全国各都道府県に拡大しており、予断を許さない状況が続いた。

3月から4月にかけて感染者が増加する中で、

4月7日には、7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）において、緊急事態宣言が発せられ、大手ゼネコンの中にも、全社的に工事現場を止める動きが出始めた。

他方、3月28日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、公共工事や道路などの公物管理は、緊急事態宣言下でも事業継続が求められ、また、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、公共投資を機動的に推進し、早期執行を図ることにより景気の下支えに万全を期すことが示された。

このため、国土交通省では、先に述べた「受注者の申し出に応じた一時中止措置」のみならず、事業を継続することの重要性に鑑み、4月20日に感染拡大防止対策の徹底に向けた通達を发出した。

公共工事の現場は屋外での作業が中心で感染リスクが低いという意見もある一方で、現場事務所での打合せなど、いわゆる「3密」が生じやすい場面もあるとの意見もある。この通達においては、建設現場「3密」の回避等に向けた取組事例などを紹介するとともに、SNSの活用等による

好事例の普及・展開を図ることとしている。さらに、この通達の大きなポイントとして、感染拡大防止対策に要する費用については、受発注者間で設計変更の協議を行い、発注者が適切に負担することとしている（図-1）。

これらの取組を通じて、感染拡大防止対策と事業活動の両立を後押ししており、一時中止していた工事や業務は全て再開している（図-2）。

3. 円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策

既契約の工事や業務における対応は上述のとおりであるが、円滑な事業を執行するためには、今後、手続きを行う案件についても考慮する必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、受発注者双方に最低7割、極力8割程度の接触機会の低減が求められ、例年に比べて、入札契約事務作業が遅れる可能性があった。5月25日には全国で緊急事態宣言が解除されたものの、テレワークや時差出勤は一定程度行われており、今後も、受発注者双方の負担を軽減し、でき

（設計変更の対象とする対策の例）



図-1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更

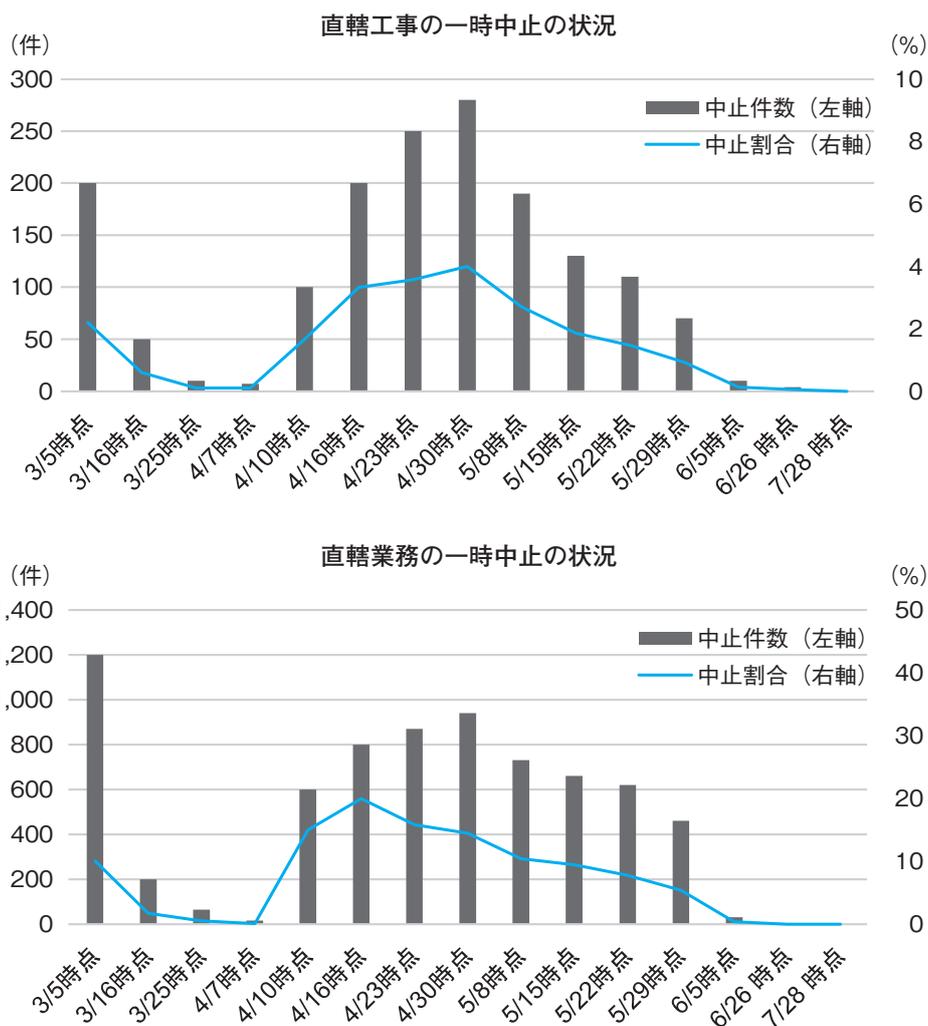


図-2 直轄工事・業務の一時中止の状況

るだけ早く入札契約手続きが進められるよう取り組むことが重要である。

このため国土交通省では、感染拡大防止対策を徹底しつつ一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応について、5月7日に全国の地方整備局等に対して通達を発出し、現在もこの措置を継続している。次に、主な具体的措置内容を紹介する。

(1) 入札・契約に係る取組

- ① 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等
 - 企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち工事

量等の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行う。

- ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・CPDの評価対象期間や登録証明書等の提出期限を延長し、又は、評価対象単位数を減らす。
- ・測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の手続開始に係る公示における手持ち業務量とみなさない。
- 原則ヒアリングは実施しない。ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、電

話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。

- 工事の総合評価落札方式における技術提案に係る評価については、技術的難易度に関係なく、指定テーマ数及びテーマごとの提案数を最小限とする。
 - 業務のプロポーザル方式、総合評価方式における実施方針等や評価テーマに対する技術提案に係る評価については、項目の省略や評価テーマ数を最小限とする。
 - 技術提案書等の作成に当たり図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要となるよう、インターネット等を活用する。
- ② 適切な規模・内容での発注
- 地域の実情等を踏まえつつ、発注ロットを積極的に拡大する（分任官特例の適用や対象地域の拡大、上位等級工事への参入拡大等を含む）。
 - 技術的難易度が比較的低い工事については上位等級工事への参入を、比較的高い工事については下位等級工事への参入を可能とする。
- ③ 入札方式等の取扱い
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、技術者の確保や労働力、資機材の調達が困難である等の地域の実情や工事の特性を踏まえ、競争参加者が少数と見込まれるとともに、技術的難易度が比較的低い工事について、以下のような指名競争入札方式を選択することができる。
 - ・分任官工事について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式）等
 - ・複数の工事について、地域の実情や工事の特性を踏まえ、建設業者から幅広く入札参加意欲を確認し、指名の際の名簿作成の参考とする方式（フレームワーク方式）等
 - 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、事業の継続が求められる通年維持工事等や災害復旧工事等について一時

中止措置等を行う場合は、随意契約等の必要な対応を行う。

- ④ 技術提案審査の効率化
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、入札・契約手続委員会、技術審査会、総合評価委員会（部会）等の開催について、委員は必要最小限の人数とし、インターネットによるテレビ会議等による遠隔開催や書面開催の活用など効率化を図る。
- ⑤ 概算数量発注又は詳細設計付工事発注の活用
 - 施工能力評価型において概算数量発注を行う場合は、適切な概算数量の設定及び条件明示を行うなどにより、設計変更手続に十分留意する。
 - 詳細設計付工事発注を行う場合は、予定価格の作成については詳細設計に係る費用を適切に計上するとともに、工期設定については詳細設計に係る期間を適切に考慮する。

(2) 設計・積算に係る取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特別調査や見積りの徴収等が困難な歩掛や単価については、設計変更の対象とする旨を入札公告時に明示するとともに、設定した歩掛や単価を公表し、適切に設計変更を行う。

また、この場合の現場説明、見積合わせ等については、官署への出張が不要となるよう、メールやFAX等を活用する。

① 見積りの積極活用等

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、発注者への見積書の提出に当たっては、押印の省略、メール等による提出とすることを可能とし、後日押印済みの原本の郵送による提出を求めるなど、受発注者双方の負担や感染リスクの軽減を行う。

② 適切な設計変更

通常の設計変更に加え、厳しい施工条件を踏まえ、設計変更の対象とする経費や工種等を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

- 設計変更の対象とする新型コロナウイルス

- 感染症の感染拡大防止対策に係る費用の例
- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
 - ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

③ 交通誘導警備員の円滑な確保等

「国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について」（令和2年3月31日付け国官技第501号）に基づき、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の適切な対策を実施する。

(3) 施工段階等における取組

① 監理技術者等の途中交代

- 学校等の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合や、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、監理技術者等の交代、代理勤務等を認める。

② 検査の実施

「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」に基づき、人と人との接触を可能な限り避けるために必要最小限で実施する等の適切な対策を実施する。

- 原則2回実施する中間技術検査について、工事の重要度に応じて実施頻度を増減する。

③ 遠隔臨場の取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」（令和2年3月2日付け国官技第333号）に基づき、遠隔臨場を積極的に行う。

④ 履行状況の確認等

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、業務計画書の提出期限や工事・業務実績情報データベースへの登録期限など発注者に対する提出書類等の期限を延長する。また、ワンデーレスポンス、ウィークリースタンスの取組についても、適宜柔軟な対応を行う。

(4) 成績評価における取組

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける評価項目については、感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整するなど柔軟な対応を行った場合でも、成績評価で評価する。

表－1 直轄事業の円滑な発注及び施工体制の確保

<入札契約>	入札契約手続き全般の柔軟な対応 ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・ヒアリングの原則省略 ・技術提案のテーマ数や提案数は必要最小限 ・総合評価委員会等のテレビ会議等活用した効率化 等
	発注ロットの拡大 ・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入、比較的高い工事は下位等級工事への参入を可能
	直轄事務所発注工事における指名競争入札の活用 ・競争参加者が少数と見込まれる比較的难度が低い工事について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式、フレームワーク方式）等
	概算数量発注の活用 ・適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切に設計変更
<設計積算>	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更 ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
<施工段階>	検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話、インターネット等を活用
	工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用
<成績評価>	感染拡大防止を図るために柔軟な対応を行った場合でも 成績評価で適切に評価 ・感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整する 等

「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号等）

4. おわりに

新型コロナウイルス感染症対策を契機として、建設生産プロセスを感染症にも強い構造に変革する必要がある。国土交通省では、非接触・リモート型の働き方への転換と抜本的な生産性や安全性向上を図るため、基幹テクノロジーを活用したインフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することとしている。

例えば、5G等を活用した建設機械の無人化施工（遠隔操作）技術開発を加速化するほか、令和5年度までに小規模なものを除く全ての公共工事について、BIM/CIM活用への転換を進める。また、従来、現場で行っていた施工状況や材料等の確認を、映像と音声のデータを活用して、非対面で行う「遠隔臨場」の実施要領（案）を策定し、

本年度、全国で530件程度（7月末時点）の試行工事を行う予定である（図-3、4）。

労働集約型の産業である建設業は、現場に多くの人が集まって工事目的物を造り上げていくことが通常である。また、資材供給についても、経済性が重視されるあまり、資材によっては、特定の国や地域への依存度が高いサプライチェーン（供給網）が構築されてきた。

新型コロナウイルスの感染拡大は、こうした我々の「常識」に対して、大きな課題を突き付けた。幸いにして、前述のとおり、公共事業については、現時点で影響は限定的ではあるものの、これまでの働き方を見つめ直すことが重要である。

災害が頻発化・激甚化する中で、国民の安全・安心の確保を担う建設産業の役割は増している。持続可能な建設産業を実現するためにも、これを機に、働き方を変革し、建設産業の魅力を一層高め、中長期的な担い手を確保していく必要がある。

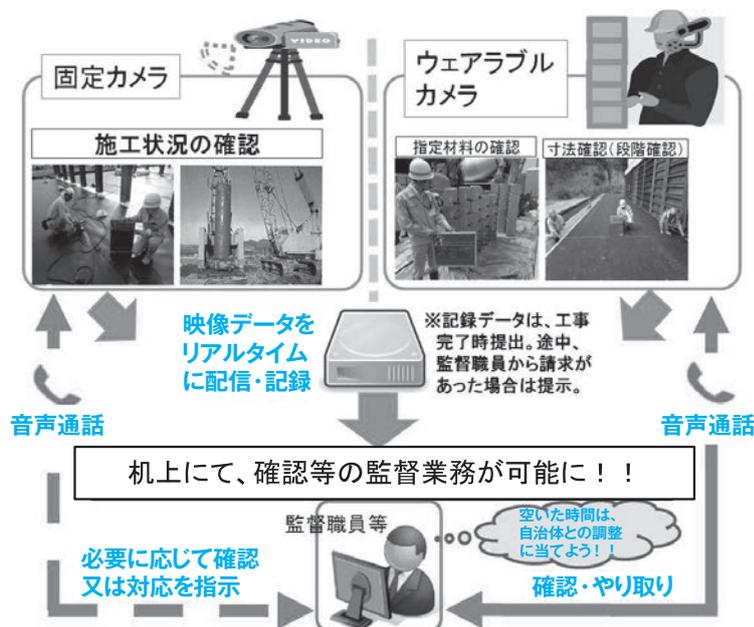


図-3 遠隔臨場による監督・検査

・実験フィールド、現場との連携のもと、無人化施工技術の高度化のための技術開発・研究を加速化



図-4 5G等を活用した無人化施工技術開発の加速化